

京都光華女子大学・短期大学部・研究科の再開に向けた新型コロナウイルス感染拡大予防のための ガイドライン (2020年6月18日制定 2020年10月22日改訂) **改訂版**

ガイドラインの趣旨	1
A 学生生活の再開について	
1. 学生生活について	1
(1) 基本的感染防止策 ～新しい生活様式をふまえて～	
(2) 構内での基本マナー	
2. 対面授業について	5
(1) 対面授業への学生の参加	
(2) 対面授業再開の留意点	
3. その他の大学施設の利用について	6
(1) 図書館の利用	
(2) 学習ステーション・各学科コモンズの利用	
(3) 食堂、購買等の利用	
(4) 運動場、体育館等の利用	
(5) 眞心寮の利用と運営	
4. 大学における活動について	6
(1) クラブ・サークル活動について	
5. 海外渡航および海外からの帰国・入国について	9
(1) 海外渡航について	
B. 本学の感染対策	
1. 学生対応	9
(1) 症状のある学生の登校自粛	
(2) 学生が感染者になった場合の対応	
(3) 学生が濃厚接触者になった場合の対応	
2. 消毒等	11
3. その他	12

本ガイドラインの趣旨

2020年5月21日（木）に関西3府県（京都・大阪・兵庫）が、同月25日に全国の緊急事態宣言が解除されました。しかし、再度感染が拡大する可能性やこのウイルスとの闘いが長丁場になることに備え、われわれは感染拡大を予防する「新しい生活様式」に移行していく必要があります。このような状況下で、本学における通学・対面授業による教育活動等の再開に当たり可能な限り感染拡大リスクを低減させ、①学生が安心して学業に専念できる学修環境②教職員が安心して教育研究活動・学生支援活動に従事できる環境③大学周辺の地域住民にも安心していただける環境を整備することが重要となります。

そこで、本学では文部科学省「大学における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「大学の新しい生活様式～」（2020.8.6ver3、2020.9.3ver4）以下、文科衛生マニュアルと記す）および京都府「大学等の再開に向けた感染症拡大予防のためのガイドライン」（改訂版）（2020.8.5）（以下、京都府予防ガイドラインと記す）に準じ、以下のように本学の再開に向けたガイドラインを改訂します。

A. 学生生活の再開について

1. 学生生活について

（1）基本的感染防止策 ～新しい生活様式をふまえて～

（日常生活での基本的感染防止策）

- ①毎朝検温する習慣を身につけること。
- ②手洗い（30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う）やアルコール消毒、うがいを徹底すること。
- ③外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクを着用すること。ただし、屋外において、気温や湿度および暑さ指数(WBGT)が高い時は、熱中症などの健康被害が発生する恐れがあるため、マスクを着用しなくてもいい場合がある。ただし、マスクをしない時は、人との十分な距離（ソーシャルディスタンス）を保ち、近距離での会話は控えること。
- ④室内のこまめな換気を行うこと。
- ⑤発症したときのため、自身の健康状態や誰とどこで会ったかを記録すること。
- ⑥感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控えること。
- ⑦当面の間、原則的に海外渡航は中止すること。
- ⑧免疫力を高めるため「十分な睡眠」「適度な運動」および「バランスの取れた食事」を心がけること。
- ⑨厚生労働省 HP などを閲覧し、新型コロナウイルス感染に対する適切な危機意識をもち、京都および居住地域の感染状況に注意して、感染しない・感染させない行動を心がけること。

(3 密回避)

- ⑩3 密（密集・密閉・密接）状況を避けること、またそのような場所に行かないこと。
- ⑪会話をしている際は、可能な限り真正面を避けること。また大声を出さないこと。
- ⑫人と間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空けること。
- ⑬多人数での会食はさけ、発熱やカゼの症状がある場合は参加しないこと。
- ⑭遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶこと。
- ⑮これまでクラスターが発生しているような施設・場所への外出を控えること。
- ⑯外食をする場合は、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店舗は利用しないこと。
また飲み会等については、最小限の人数・時間とし、回し飲みなどの行為はしないこと。

(体調不良時等の対応 ～新型コロナウイルス感染が懸念される場合～)

- ⑰新型コロナウイルス感染が懸念され医療機関を受診する場合は、事前に連絡し症状を伝え指示を仰ぐこと。
- ⑱強いだるさ、息苦しさ、高熱がある場合、もしくは、発熱や咳など比較的軽い症状でも4日以上続く場合は、必ず「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」に連絡すること。

* 新型コロナ関連情報、受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）の一覧等は、厚生労働省 HP よりご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

〈その他〉

- ⑲新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者およびこの治療にかかわる医療従事者（その家族も含む）に対して、差別・偏見・誹謗中傷などを禁止する（対面及びSNS上を含む）。
- ⑳重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 など）に接する際は、最大限に感染させない行動をとること。
- ㉑アルバイトを行う際は、勤務先の業種別に定められた感染拡大予防ガイドラインに従って行動すること。また、そのようなガイドラインに従っていない店・場所で勤務しないこと。
- ㉒下宿している場合は、体調不良時等に備え、イオン飲料や食べやすいものを備蓄しておくこと。また、下宿先に大勢で集まるなどは自粛すること。
- ㉓新型コロナウイルス感染症の関連アプリ「COCOA」「こことろ」への登録を推進する（詳細は文末に記載）。
- ㉔「光華女子学園における感染症発生に関する公表基準」に従い、感染者となった場合は、年代・性別・居住地为公表する場合がある。また必要に応じて感染にかかわる重要な行動履歴を公表する場合がある（ただし、氏名など個人が特定されるようなものは公表しない）。

(2) 構内での基本マナー

①以下 (a) (b) の場合は登校や学内外の諸活動を自粛し、速やかに光華ナビ「その他」の「コロナ健康状況報告フォーム」から大学に相談・連絡すること（課題や遠隔授業で、その間授業は欠席扱いにはなりません）。

また以下の症状がある場合は、勝手な自己判断をしたり、軽度と考えて軽々しい行動はしないこと

(a) 登校日およびそれ以前の2日間以内に、以下の症状がある場合（*ただし、登校日以前の14日間において、以下のような症状があり、登校日直前は緩和されている場合も上記「コロナ健康状況報告フォーム」から登校や学内外の諸活動への参加について事前相談すること）

①かぜ症状や発熱がある場合（解熱剤やカゼ薬等を服用して左記症状が緩和されている場合も含む）

②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

③原因不明の味覚障害や嗅覚障害が最近急に起こった場合

(b) 自分および同居の家族が感染者および濃厚接触者である場合

*濃厚接触者の濃厚接触者となった場合（例、濃厚接触者が同居の家族）は、濃厚接触者のPCR検査「陰性」の判定が出るまでは登校や学内外の諸活動を自粛し、再登校時期については事前に保健室に相談すること（自己判断はしない）。

*濃厚接触者の連絡を受けたり、PCR検査を受けるなどの事情が発生した場合は、速やかに「コロナ健康状況報告フォーム」から大学に相談・連絡すること。

②当面の間、入構時毎回検温と健康チェックを行なう。37.5℃以上の発熱や咳などの症状がある場合は入構を認めないことがある。また、37.0℃以上でも保健指導を行う場合がある。なお、検温などに時間がかかる場合があるので、早めに行動すること。

③学内では、マスクを持参し・着用すること。ただし、アレルギーなど特別な理由で着用困難な場合は、ハンカチなどで咳エチケットに十分注意すること。

④教室に入る時は、建物に設置しているアルコールで手指を消毒するか手洗いをする。

⑤共有のもの（例、本やPC）を触る前と触った後は、必ず手洗いをする。

⑥休憩時など、近距離での会話や大声での発声を控える。

⑦エレベーター内は3密（密集・密閉・密接）になるため、できるだけ使用を控え階段を利用すること。エレベーター内では静粛を保ち、人との間隔を空ける。

⑧食堂やコモンズでは、人との座席間隔を適切に保ち、対面での飲食・会話はしないこと。なお、当面の間、食事は瑞風館1階の食堂など決められた場所以外は認めない（教室・学習ステーション・各学科コモンズでの食事（お菓子類も含む）は当面の間禁止とする。飲み物の飲用はこの限りではないが、マスクを外して飲みながら15分以上ソーシャルディスタンスを取らずに話し込むという事がないよう留意すること）

⑨当分の間食事はできるだけ持参し、食事の際はおしゃべりを控え、食事に集中すること。

- ⑩ **クラブ活動・サークル活動の詳細は後述するが、活動再開は申請制度とする。**(オンラインの活動および個人での活動についてはこの限りではありません)。
- ⑪ 授業や用事が済んだら、できるだけ速やかに帰宅すること。
- ⑫ 鼻水、唾液などが付いたティッシュやマスクを廃棄するときは、ビニール袋に入れて密封して縛るなど、そのままポイ捨てしないこと。
- ⑬ 感染者の排せつ物にウイルスが含まれていることが分かっているので、学内のトイレ使用後は手が顔に触れないように注意し、速やかに石鹸で手洗いすること。またトイレのフタを閉めてから汚物を流すようにすること。

2. 対面授業について

(1) 対面授業への学生の参加

- ① 参加については、コロナ感染拡大状況を鑑み決定し周知する(6月対面授業再開時に連絡済み)。「登校自粛」・「無理な対応はしない」に該当する場合は、課題や遠隔授業などで補填し、対面授業が欠席扱いになることはない。参加できない場合は、課題提出時にその理由を明記し各授業担当教員に学生が伝えること。
- ② 重症化しやすい持病を持った学生には、感染懸念や授業の配慮について希望がある場合は、積極的に大学に申し出るように注意喚起を行う。申し出があった場合は、本人に了解を得たうえで主治医・学校医と相談し個別に対応する。登校が困難と判断された場合は、無理な対応をしないように要請し欠席扱いはしない。
- ③ 感染懸念や不安が高い学生には、事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分な説明をしたうえで、本人の意思を尊重し、無理な対応をしないように要請し欠席扱いはしない。

(2) 対面授業再開の留意点

【講義の実施について】

- ① 講義室への着席については、文科衛生マニュアルに定める教室の座席配置の基準を参考に、可能な限り距離を確保することとし、対面とならないようにする。
- ② 感染者が出た時、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のために、学内活動報告義務があるため、座席やグループ割を各教員が記録する。
- ③ 小講義室を使用していた授業は中講義室、中講義室を使用していた授業は大講義室を用いるなど、これまでより広い講義室を使用する。
- ④ 講義・実習の際は、必要に応じて複数のグループに分けた上で講義室を使用する。
- ⑤ 対面授業の実施は、複数グループに分けたり、学年別に行うなど、できるだけ多くの学生が同時に学内に集まることのないよう、工夫を行う。
- ⑥ 教員がフェイスシールドを活用するなど、教員の口の動きを見る必要がある聴覚障害の学生等に対し、可能な限り配慮を行う。

3. その他の大学施設の利用について

(1) 図書館の利用

- ① 図書館の運営については、コロナ感染拡大状況を鑑み決定し周知する。
- ② 「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を定め、それに応じて必要な取組を行う。
- ③ オンラインサービスの充実を図りつつ、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で利用を再開する。
- ④ 貸出冊数を緩和するなど、滞在時間が短くなるような工夫を行う。
- ⑤ 貸出手続きの順番待ちでは、フロアマーカーを設置するなど、間隔を空けて整列するよう促す。
- ⑥ 利用者と対面で貸出手続き等の作業を行う場合、透明板等により、来館者との間を遮断する。

(2) 学習ステーション・各学科コモングの利用

- ① 上記施設の運営については、コロナ感染拡大状況を鑑み決定し周知する。
- ② 本の貸出などは、オンラインサービスの促進をはかるとともに、貸し出し冊数を緩和するなど、滞在時間が短くなるような工夫を行う。
- ③ 静粛を保つように心がける。
- ④ 3密にならないよう学生指導する。
- ⑤ 一度に利用する人数を減らし、対面で食事や会話をしないように学生指導する。
- ⑥ 常時換気することに努める。
- ⑦ 共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- ⑧ 入退室の前後に手洗いをするよう学生指導する。

(3) 食堂、購買等の利用

- ① 上記施設の運営については、コロナ感染拡大状況を鑑み決定し周知する。
- ② 混雑時は入場制限を実施する。
- ③ 入退出時(入退出時の行列含む)においては、人と人との十分な間隔を確保する。
- ④ 食堂では、対面での食事を避け、座席の間隔を十分に空ける。
- ⑤ 食堂では、弁当形式にするなど当面の間大皿での取り分けによる食品提供を行わない。
- ⑥ 従業員と利用者の間は、透明板等を設けて遮蔽する。
- ⑦ レジ等に並ぶ場合は、並ぶ時間を短くするとともに、床に印をつける等、間隔を空ける。
- ⑧ 利用者には大声での会話や長時間の利用を避けるよう周知する。
- ⑨ 従業員や出入り業者においても検温・健康チェックを行い、衛生面や健康面の管理を徹底する。
- ⑩ 食堂利用前には必ず手洗い・消毒を徹底する。

(4) 運動場、体育館等の利用

- ① 上記施設の運営については、コロナ感染拡大状況を鑑み決定し周知する。
- ② 体育館入り口の消毒液で、手指消毒をして入室する。
- ③ 体育館は窓・扉を開けて換気を十分行う。
- ④ 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人と距離を空ける。
- ⑤ 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。
- ⑥ 歩く・走る場合は、前の人の呼気の影響を避けるため、前後一直線に並ぶのではなく、並走あるいは斜め後方に位置どる。
- ⑦ 更衣室・休憩スペースでは、一度に入室する利用者の数を制限する。
- ⑧ 各種の競技を行う場合については、中央競技団体などが定めるガイドラインを参考にして必要な取組を行う。
- ⑨ その他、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考に必要な取組を行う。

(5) 眞心寮の利用と運営

- ① 上記施設の運営については、コロナ感染拡大状況を鑑み決定し周知する。
- ② 「眞心寮における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を定め、それに応じて必要な取組を行う。
- ③ 感染者が、一人でも出たら閉寮とする。
- ④ 濃厚接触者数が全体の30%に達した場合は、閉寮とする。
- ⑤ 学生への注意喚起9報に準じ、寮生を指導する。
 - ・ 咳エチケットは必ず守ること。
 - ・ 寮入口にアルコール消毒液を設置するので、帰宅時は必ず全員手洗いをした上で消毒して入室すること。また生活全般において手洗い・うがいを徹底し、新型コロナウイルス他感染症対策をきちんと行うこと。
 - ・ 部屋の換気を適宜行うこと。
 - ・ 密着して長時間話し込んだりしないこと（どうしてもそれが必要な場合はマスクなど着用すること）。
 - ・ 当分の間、毎日帰宅時に検温・健康チェックカードの記載をして寮指導員へ報告すること。寮の体温計を使う場合は使用前と使用後にアルコール綿で体温計を除菌すること。感染予防を徹底するために自分用のものを購入することを推奨する。
- ⑥ 寮イベントは基本的に当分の間中止または延期とする。

新寮生歓迎会など特に飲食を伴うイベントは新型コロナウイルス感染拡大予防のため禁止する。
- ⑦ トイレや浴場、食堂、休養室など共同で使用するところについては、清潔を保つよう清掃などを徹底する。

- ⑧感染レベルに応じて、1人部屋となるよう工夫する。
- ⑨食事は当面の間食堂ではなく自室で個別にとるようにする。
- ⑩浴室における脱衣所・浴室内では、大声で話さないように注意する。
- ⑪共用施設や下駄箱、ドアノブなど複数の人が頻繁に触る部分は定期的（1日に数回）に消毒を行うようにする。

4. 大学における活動について

(1) クラブ・サークル活動について

- ①クラブ・サークル活動については、コロナ感染拡大状況を鑑み決定し周知する（なお、オンラインでの活動や個人の活動については、これを制限するものではない）。
- ②屋内外を問わず当面の間、飲食を伴う会合（コンパ）などは禁止する。
- ③密集する運動・近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、**屋内で多数の学生が集まり呼気が激しくなる運動や大声を出す活動**は活動を自粛する。
- ④当面の間、再開は申請制度とし、クラブ・サークル活動ごとに集団感染予防対応ガイドラインを作成し、本学から許諾を得た場合のみ再開可能とする
再開条件は以下のとおりとする。
 - ・部室は、活動に必要な用品備品などの調達のみ使用可とし、**部室内の活動は禁止**する。活動場所については、学生サポートセンター（学生生活担当）と相談すること。
 - ・**宿泊を伴う遠征・合宿を禁止**する。
 - ・当面の間、他大学や学外団体などとの対面による合同練習や練習試合、交流企画などの実施および公式試合（大会）などの出場については、別途学生サポートセンター（学生生活担当）の許可を得る。また、参加および出場が認可された場合は、連盟等主催者（団体）の感染拡大防止対策を順守し、活動をすること。
 - ・当面の間、対面による勧誘活動は禁止する。
 - ・1日あたり原則3時間以内の活動であること（十分な換気・休憩時間・消毒などの感染防止対策に係る時間を含む）
 - ・活動が団体で行うことが基本の場合は20人以内の活動であること（分散して練習するなどの工夫をしてください）
 - ・学内外で、コンパなどの対面で飲食を伴う会合は禁止する。
 - ・活動日ごとに、活動報告書（活動場所、活動時間、活動内容、参加者、参加者の検温と健康チェック結果）を作成し、学生サポートセンターに報告すること。
 - ・マスク着用（学外体育系活動はこの限りではない）、咳エチケット、3密の回避（ソーシャルディスタンスの確保）、十分な換気、手指アルコール消毒および手洗いなどの基本的新型コロナウイルス感染拡大予防を厳守すること。
 - ・活動実施責任者（顧問・指導者）は、学生を指導し、上記条件を順守するよう管理監督すること。

5. 海外渡航および海外からの帰国・入国について

(1) 海外渡航について

①学生は、原則的に海外渡航は中止すること（再掲）。ただし、海外への帰省などやむを得ない事情がある場合は、必ず渡航前に国際交流センターに海外渡航届を提出すること。

②教職員の海外渡航については、当面の期間、以下のとおりとする。

・外務省設定の感染症危険レベル3以上の国・地域へは「渡航不可」。

・外務省設定の感染症危険レベル2の国・地域へは「原則として渡航不可」。

やむを得ない事情がある場合は、必ず渡航前に国際交流センターに海外渡航届を提出すること。

※詳細は外務省海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>) をご確認ください。

(2) 海外からの帰国・入国について

①現行制度では、海外からの入国時に空港の検疫所において、質問票の記入、体温の測定、症状の確認などが求められるとともに、抗原検査（PCR 検査）が実施される。

②検査結果が陽性の場合、医療機関などの指示に従うこと。また、陽性であったことを学生は保健室、教職員は学園運営部に速やかに連絡すること。

③検査結果が陰性の場合、入国から 14 日間は自宅やホテルなどで待機（外出自粛）すること。また陰性であったことを学生は保健室、教職員は学園運営部まで連絡すること。ただし、この間に発熱などの症状が出た場合は速やかに「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示をうけること。

*PCR 検査陰性でかつ帰国後 14 日経過した後、保健所等による健康確認において風邪・発熱等の症状もなく健康が確認されたら、登校・出勤を可能とする。

*学生または教職員の同居者が海外から帰国し、入国時の PCR 検査陰性で自宅待機（外出自粛）をする場合、当該学生または教職員は 14 日間慎重に経過観察（自宅待機は要請しない）をすること。また、帰国した同居者が自宅待機中に症状がでた場合は、同居者の PCR 検査陰性が判明するまで登校を自粛すること。なお、同居者がホテルなどでの待機をする場合はこの限りではない。

B. 本学の感染対策

1. 学生対応

(1) 症状または感染懸念のある学生の対応（登校自粛 ～ 一部再掲 ～）

①以下 (a) (b) の場合は登校や学内外の諸活動を自粛し、速やかに光華ナビ「その他」の「コロナ健康状況報告フォーム」から大学に相談・連絡すること。

また以下の症状がある場合は、勝手な自己判断をしたり、軽度と考えて軽々しい行動はしないこと。

(a) 登校日およびそれ以前の2日間以内に、以下の症状がある場合（*ただし、登校日以前の14日間において、以下のような症状があり、登校日直前は緩和されている場合も上記「コロナ健康状況報告フォーム」から登校や学内外の諸活動への参加について事前相談すること）

①かぜ症状や発熱がある場合（解熱剤やカゼ薬等を服用して左記症状が緩和されている場合も含む）

②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

③原因不明の味覚障害や嗅覚障害が最近急に起こった場合

(b) 自分および同居の家族が感染者および濃厚接触者である場合

*濃厚接触者の濃厚接触者となった場合（例、濃厚接触者が同居の家族）は、濃厚接触者のPCR検査「陰性」の判定が出るまでは登校や学内外の諸活動を自粛し、再登校時期については事前に保健室に相談すること（自己判断はしない）。

また、「感染拡大注意都道府県」以上のレベルの地域では、同居の家族にコロナ懸念の風邪症状などが見られる場合は登校を自粛すること。

*登校時に健康チェックおよび37.5度以上の発熱がある場合、登校を認めない。

37.0度以上でも保健指導する場合がある

② 再登校について

②-1 登校時に上記(a)に該当する症状があった場合には、自宅待機し経過観察する。

必要に応じ、医療受診する。各種薬剤の使用なく、上記の症状が改善、解熱後24時間以上経過した状態で、特にコロナ感染が懸念されない場合は再登校を認める。

ただし、再登校日に再度、(a)の症状が確認された場合は、医療受診の上、主治医の判断のもと、再登校日を慎重に検討する。

②-2 再登校までの出席停止期間中については、欠席扱いにはしない。

***詳細は別添資料「新型コロナウイルス感染症に関する登校自粛の取り扱いについて」を参照**

(2) 学生が感染者になった場合の対応

①保健所もしくは当該学生から、電話または「コロナ健康状況報告フォーム」により連絡・相談が入る。

②学校保健安全法（1958年法律第56号）第19条に基づく出席停止措置を取る（欠席扱いとしない）。

③入院中は接触不可、保健所が行う感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定のための調査に協力する。退院後追跡調査を2～3回程度行う。

④保健所の調査から情報が得られない場合、可能であれば電話やメールで発症した学生に**発症日（無症状の場合はPCR検査日）の2日前（場合により14日前）から入院（自宅待機）するまでの期間の行動調査を行い、できれば濃厚接触者の情報を得る。**

- ⑤感染者の年代・性別・居住地、および必要に応じて感染にかかわる重要な行動履歴を公表する必要があることを学生に周知する（ただし、氏名など個人が特定されるようなものは公表しない）。また、文部科学省へ報告する。
- ⑥履修科目担当者へ感染者情報を連絡し、欠席扱いとはしないことを通知する。
- ⑦当該学生本人・保護者・主治医・学校医と相談して、再登校可能日を決定する。

(3) 学生が濃厚接触者になった場合の対応

①濃厚接触者の定義

(国立感染症研究所の定義)

「感染者と感染可能期間に接触した者のうち、以下に当てはまる場合」

- (a) 感染確定者と同居あるいは長時間の接触があった者
- (b) 適切な感染防護なしに感染確定者を診察・看護もしくは介護していた者
- (c) 感染確定者の気道分泌液もしくは体液などの汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- (d) その他 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染確定者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

- ②保健所の調査により、濃厚接触者と特定された者は、感染者との最終接触日から14日間を経過観察期間として出席停止措置をとる。

感染者が学内で発生した場合は、保健所の調査に際し、上記定義（特に（d））に関し、学内での接触者記録、座席表等を予め準備しておく。

- ③14日間の観察期間に2回程度追跡調査をおこなう。

- ④行動履歴 氏名・学年については公表しない。ただし、感染者になった場合は上記（2）―⑤に準じる。

- ⑤履修科目担当者へ連絡する。

- ⑥保護者に連絡し、下宿生の場合可能であれば保護者と相談し、帰省させる手段を講じる。ただし、それが困難な場合は適切な対応を図る。

2. 消毒など

- ①感染リスクの推定と評価を行う、大学内の感染リスクの高い物品やドアノブなど共有で人の手が多く触れる場所・頻度を調査し、必要な消毒液の購入を行う。
- ②各建物入口及び必要な部署に手指の消毒設備（石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど）を効率的に設置する。
- ③複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。パソコンなどの場合は、使用後に、除菌ウェットティッシュで拭く。
- ④実験・授業などで、手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応をするよう物品管理者に徹底する。

- ⑤人と人が対面する場所は、透明板等（アクリル板・透明ビニールカーテンなど）でできるだけ遮蔽する。
- ⑥他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。特に学生が共有するものに接触する前・後に手を洗うあるいはアルコール消毒するよう指導徹底する。
- ⑥ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するよう学生に指導する。
- ⑦トイレは、感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。特に、不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレトペーパーのふたや水洗レバーなど）は、清拭消毒を行うよう、清掃業者に依頼し適切な消毒剤を手配する。
- ⑧トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ⑨ハンドドライヤーは使用不可とする。

3. その他

- (1) 学生から相談・報告フォームを作成し、いつでも学生が保健室・学生サポートセンターに相談・連絡できる体制となっている。
- (2) 学内で感染者が発生したことを学内外に速やかに公表する。
感染者となった場合は、年代・性別・居住地を公表する場合がある。また必要に応じて感染にかかわる重要な行動履歴を公表する場合がある（ただし、氏名など個人が特定されるようなものは公表しない）。
- (3) HP 上コロナ関連について検索しやすいように情報をまとめて掲示している。

以 上